

座間市防犯パトロール車の派遣に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の自主防犯活動団体が実施する防犯パトロールに市職員と青色回転灯を装備した防犯パトロール車（以下、「防犯パトロール車」という。）を派遣し、協働で防犯活動を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(派遣車両等)

第2条 派遣する車両は、防犯主幹課が所有する防犯パトロール車とする。

2 防犯パトロール車は、市職員が運転するものとする。

(派遣対象団体)

第3条 防犯パトロール車の派遣対象団体は、市内の自治会、防犯ボランティア団体及び座間市安全安心まちづくり推進協議会の構成団体とする。

(派遣目的)

第4条 市長は、前条の派遣対象団体が市内において防犯パトロールを実施する場合に限り、防犯パトロール車を派遣する。

(派遣日等)

第5条 市長は、公務に支障のない範囲内で、座間市の休日を定める条例（平成元年座間市条例第4号）第1項に規定する市の休日以外の、午前9時から午後7時までの時間帯（市が実施する、市内パトロール等の時間帯を除く。）に防犯パトロール車を派遣する。ただし、市長が特に派遣の必要を認め、かつ、公務に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(派遣手続)

第6条 防犯パトロール車の派遣を希望する団体は、派遣を希望する日の3か月前から前日までの間に、防犯パトロール車派遣申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により申し込みできる内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 申込みは、時間単位とし、1日につき2時間を限度とする。

(2) 申込みできる派遣希望日数は、1週間当たり3日を限度とする。

3 市長は、第1項の規定による派遣申込みを適当と認めたときは、防犯パトロール車派遣通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(費用負担)

第7条 防犯パトロール車の派遣に要する燃料費等は、市が負担する。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防犯パトロール車の派遣に関し必要な事項は、市と申込者による協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。